

公的年金等受給者の所得税確定申告不要制度

制度の注意点をお知らせします

公的年金等の収入金額が400万円以下で、他の所得も20万円以下である方は、確定申告が不要になる制度があります。この制度により、年金を受給している多くの方々にとって、確定申告をする必要はなくなりましたが、この制度には次のような注意点が 있습니다。

①『確定申告が不要になる』  
ということは、所得税が非課税となることではありません。『申告をすると、追加で支払うべき所得税額が発生する場合でも、申告をする必要がない』という意味です。

②生命保険料控除や医療費控除などにより、所得税の還付を希望する場合は、確定申告をする必要があります。  
③公的年金等以外の所得がある方は、その所得金額が20万円以下であっても、市・県民税の申告が必要です。（所得金額の合計額が28万円以下の場合を除く）

④確定申告をしない場合は、年金の支払者から加東市に届けられる公的年金等支払報告書などの課税資料のみで個人住民税の額を決定します。

したがって、下表に該当される方は確定申告の時期（2月16日（金）から3月15日（木）まで）に、個人住民税の申告をしてください。確定申告をしなければ、控除分が生かされず、個人住民税の税額が増えることがありますので、よくご確認ください。



| 年 齢                            | 公的年金等収入金額合計     | 住民税の申告が必要なケース                                                                                 |
|--------------------------------|-----------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 65歳未満の方<br>（昭和28年1月2日以後に生まれた方） | 98万円を超え103万円以下  | 公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合。                                 |
|                                | 103万円を超える       | 公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除の人数や内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合。 |
| 65歳以上の方<br>（昭和28年1月1日以前に生まれた方） | 148万円を超え153万円以下 | 公的年金等の源泉徴収票に配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除が記載されていない方で、これらいずれかの控除がある場合。                                 |
|                                | 153万円を超える       | 公的年金等の源泉徴収票に記載されている配偶者控除・扶養控除・障害者控除・寡婦控除の人数や内容に変更がある場合。また、生命保険料控除・地震保険料控除・医療費控除・寄附金控除などがある場合。 |

所得税・個人住民税の申告相談は、加東市庁舎で行います。相談日程については、広報かとう2月号でお知らせします。

問い合わせ 総務部税務課（庁舎1階） ☎43-0396



社税務署から確定申告に関するお知らせ

税務署で申告書の作成・相談を希望される方を対象に申告書作成会場を開設します。

| 場 所         | 申告書作成会場の開設期間             | 申告相談の受付時間                             |
|-------------|--------------------------|---------------------------------------|
| 社税務署(社51-3) | 2月16日(金)～3月15日(木)※閉庁日は除く | 9時～16時<br>※混雑状況により相談受付を早めに終了する場合があります |

●2月15日(木)以前は開設しておりません。 ●開設当初と申告期限間際は大変混雑することが予想されます。  
●会場の混雑緩和のため、医療費控除の明細書や収支内訳書・青色申告決算書は、ご自宅で作成し、会場へ持参してください。ご理解・ご協力をお願いします。

問い合わせ 社税務署 ☎42-0223

20歳になったら国民年金

日本国内に住む20歳以上60歳未満の方は、国民年金に加入することが義務付けられています。20歳になった方は、国民年金への加入手続きが必要です。  
国民年金は、年をとった時や、病気やケガなど、いざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

20歳の誕生月の前月から当月上旬までの間に、日本年金機構から手続きに必要な書類が届きます。届いた書類に必要な事項を記入し、保険・医療課に提出してください。市外にお住まいの方は、お住まいの自治体の役所で手続きできます。手続きは、誕生日の前日から14日以内に済ませてください。

※20歳になられた時点で、既に厚生年金保険や共済組合へ加入している方、または、厚生年金保険や共済組合に加入している配偶者に扶養されている方は、手続き不要です。

保険料の納付

国民年金への加入後は、保険料を毎月支払わなければなりません。保険料を前払い（前納）すると保険料が割引になる制度もあります。保険料を支払わないまま放置すると、年金を受け取ることが出来なくなる場合があります。保険料は期限までに必ずお支払いください。

所得が少ないなどで、保険料の支払いが難しい場合、保険料の免除や納付猶予を申請することができます。

学生の方は、学生納付特例制度を利用できます。国民年金の加入手続きと合わせて申請してください。

問い合わせ

市民生活部保険・医療課（庁舎1階）  
☎43・0501

平成30年加東市新成人の集い「キセキ」 実行委員会からのお願い

わたしたち実行委員会では、加東市立の図書館に絵本を寄贈するため、募金活動を計画しています。集い当日は、絵本購入のための募金にご協力をお願いします。

絵本をお持ちください

新成人のみなさんには、絵本購入の募金だけでなく、幼児向け絵本の寄附もお願いします。幼い頃に読んだあなたの思い出の絵本を、集い当日にお持ちください。

◎漫画や雑誌等は受け付けられません。

◎絵本は図書館で貸し出しに使うため、痛んでいる本や汚れている本はご遠慮ください。



◎平成30年加東市新成人の集い『キセキ』

日 時 1月7日(日)

9時30分受付開始(10時開会)

場 所 やしろ国際学習塾

内 容 記念式典・思い出のスライドショー・  
恩師からのビデオレター・合唱・○×クイズ・記念写真撮影

○服装は自由です。

○若干ですが、家族席もご用意しています。  
ご家族の方も、どうぞお越しください。

問い合わせ

加東市新成人の集い実行委員会事務局  
（庁舎4階・教育委員会生涯学習課内）

☎43-0545

献血にご協力ください

主催 加東ライオンズクラブ  
共催 国際ソロブチミスト北播磨・一般社団法人小野加東青年会議所

日 時 2月6日(火) 10時30分～16時

場 所 加東市民病院

対 象 16歳から69歳まで

※本人確認できる書類を持参ください。

問い合わせ 加東ライオンズクラブ ☎42-1440

献血者には、  
卵2パックが  
進呈されます。

